

2-2 八王子町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例

「八王子市町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例」
を制定しています

八王子市内には、現在、570を超える町会・自治会があり、地域にお住まいの皆様が協力して、様々な活動を行っています。

町会・自治会の活動は、より住みよいまち・地域づくりに直結し、地域コミュニティの発展に欠かせません。

誰もが支え合いながら、安心していきいきと暮らすことができる地域社会の実現に向け、町会・自治会の位置付け、町会・自治会と関わりのある個人や団体の役割、活動活性化推進のための基本理念などを掲げる条例を制定しています。

《町会・自治会の活動活性化の推進のための基本理念》

- ・市民が相互に交流を深め、地域での支え合いと協力により、地域の一員として自主的かつ主体的に活動することで、地域のつながりを強めます。
- ・市民の多様な価値観及び自主性を尊重します。
- ・市民、大学等、事業者その他地域活動に関わる団体の相互理解と連携により、地域コミュニティの発展につなげます。



条例の概要

1. 市の責務（条例第5条では・・・）

- ◆ 自発的な町会・自治会への加入や、会の設立促進のための支援をします。
- ◆ 町会・自治会に関する広報活動等必要な支援をします。
- ◆ 活動活性化の施策実施に当たっては、町会・自治会と意見交換をします。
- ◆ 町会・自治会への協力依頼は、負担が過重にならないようにします。

2. 町会・自治会の役割（条例第6条では・・・）

- ◆ 自発的加入を促進するとともに、活動に参加及び協力しやすくなるようにしてください。
- ◆ 運営の更なる透明性を図り、参加しやすい開かれた組織づくりをしてください。
- ◆ 他の町会・自治会等、地域活動に関わる団体と連携及び協力してください。

3. 市民の役割（条例第7条では・・・）

- ◆ 町会・自治会への加入に努めてください。
- ◆ 町会・自治会の活動に参加又は協力し、活動活性化の推進に努めてください。

4. 大学等の役割（条例第8条では・・・）

- ◆ 町会・自治会の活動への参加又は協力を努めてください。

5. 事業者の役割（条例第9条では・・・）

- ◆ 町会・自治会の活動への参加又は協力を努めてください。

6. 住宅関連事業者の役割（条例第10条では・・・）

- ◆ 市内住宅の取引の相手方に対し、町会・自治会への加入又は新たな会の設立の促進に努めてください。



2-3 町会・自治会事務 1年

1. 町会等事務交付金

4月末	市からの補助金申請書等案内が届く
5月末	申請書提出
8月頃	市からの交付決定通知が届く
9月末	交付

2. 集会施設整備補助金

《前年に計画書の提出があった団体》

4月	市から補助金申請書等案内が届く
5月以降	申請書及び添付書類提出 ☞ 交付決定通知が届く ☞ 工事施工 ☞ 事業完了届等提出 ☞ 補助金交付
8月	次年度計画書が届く ☞ 次年度計画書提出

☞ 申請書の提出から完了届の提出までの時期は、いつでも構いません。ただし、年度内にすべて提出する場合があります。

3. 掲示板設置等補助金

4月末	市から補助金申請書等案内が届く
5月末	申請書及び添付書類提出
6月頃	市から交付決定通知が届く ☞ 工事施工
工事施工後随時	事業完了届提出 ☞ 補助金交付

4. 加入促進活動事業補助金

4月末	市から補助申請書が届く
5月以降	申請書及び添付書類提出 ☞ 交付決定書通知が届く ☞ 事業実施
事業完了後随時	事業完了届等提出 ☞ 補助金交付

5. 町会・自治会設備整備支援事業

4月	市からの補助申請書が届く
6月	前年度に申請した団体への物品貸与時期
8月	次年度要望書提出
翌年2月	次年度要望配布団体の抽選
3月	次年度要望結果通知が届く

6. 代表者変更

4月	代表者変更届提出
----	----------

☞ 代表者変更届は、随時受付中。八王子市協働推進課まで

7. 町会等地区連合会交流事業補助金

☞ 八王子市町会自治会連合会を通じ、補助金を交付しています。
補助申請などについては、八王子市町会自治会連合会まで

8. 公衆街路灯維持管理事業補助金（該当団体のみ）

4月	市からの補助金申請書等案内が届く
6月～8月頃	申請書及び添付書類を市へ提出
12月頃	市からの交付決定通知が届く
1月	交付

9. 公衆街路灯設置事業補助金（該当団体のみ）

4月	市から補助金申請書等案内が届く
5月	申請書及び添付書類を提出
7月	市から交付決定通知が届く ☞ 工事施工
10月	施工完了届（領収書添付）提出
12月	交付

※ 移管対象団体の新設要望については、別途7月までに要望書の提出が必要です。

10. 地域における見守り活動事業補助金（防犯カメラ）

4月	市から補助金申請書等案内が届く
5月頃	事前相談シート提出
6月	申請書提出
7月	次年度要望書が届く ☞ 次年度要望書提出
10月	市から交付決定通知が届く ☞ 工事施工
翌年1月	実績報告書・領収書提出
2月	市からの交付額確定通知が届く ☞ 精算書提出
3月	交付

1 1. 防犯設備維持管理経費補助金（防犯カメラ）

4 月	市からの補助金申請書が届く
-----	---------------

- ☞ 原則、地域における見守り活動事業補助金で防犯カメラを設置した団体が対象です。
令和 5 年度から団体独自で設置したカメラも補助対象になる場合がありますので、条件などについては、お問合せください。

1 2. 資源集団回収

9 月	申請書が届く
11 月	中間払い交付
翌年 2 月	申請書が届く
4 月	申請書提出、交付

- ☞ 資源物回収を実施する前に、ごみ減量対策課にて団体登録をお願いします。

1 3. 自主防災組織

4 月以降	活動計画書、活動報告書、資器材助成申請書の提出
-------	-------------------------

- ☞ 自主防災組織の登録は、随時受付中・・・防災課まで

1 4. 《アドプト》 道路・公園・水辺

- ☞ アドプトの団体登録は、随時受付中。
道路・・・路政課 公園・・・公園課 水辺・・・水環境整備課

1 5. 地域の底力発展事業補助金

- ☞ 東京都生活文化スポーツ局 都民生活部地域活動推進課
東京都への事前申請は「3 月～10 月頃」（詳細は東京都 HP をご覧ください。）

1 6. 八王子市町会自治会連合会

5 月下旬	町自連定期総会
6 月	町会自治会など役員研修会(名称変更)
7 月頃	市長と町自連三役との定期懇談会
10 月～11 月	町自連・役員研修会(名称変更)
翌年 2 月	新年懇親会
2 月頃	町自連・全体研修会